

本部町訓令甲第 36 号

本部町町民税減免基準要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 323 条及び本部町税条例（昭和 47 年条例第 33 号。以下「条例」という。）第 51 条第 1 項に規定する町民税の減免（以下「町民税の減免」という。）の基準に関し、条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(減免の意義)

第 2 条 減免は、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものの活用を図り、徴収猶予、納期限の延長等によっても、なお納税が困難であると客観的に認められる担税力の薄弱である納税義務者又はその相続人として納税義務を負う者の税負担を軽減する措置である。その取扱いについては、一律に減免することは適当ではなく、納税義務者個々の実情に応じ適宜減免するものとする。

(町民税の減免)

第 3 条 条例第 51 条第 1 項に規定する町民税の減免は、次に定めるところにより必要と認められる者に対して、当該年度分の未納税額のうち、町民税減免申請書を受理した後に納期限の到来するものについて軽減し、又は免除するものとする。

(1) 条例第 51 条第 1 項第 1 号に該当する者

新たに生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受けることになった者 免除

(2) 条例第 51 条第 1 項第 2 号に規定する町民税の減免のうち個人に係るものは、次に定めるところにより必要と認める者

ア 失業、疾病等により再就職の見込みがなく、当該年中の合計所得金額の見込額が前年中の合計所得金額の 10 分の 5 以下に減少すると認められる納税義務者で、前年中の合計所得金額 400 万円以下であるもの

軽減又は免除の割合		
当該年中の合計所得金額 (見込額)	前年中の合計所得と比べ 10 分の 3 を超え	前年中の合計所得と比べ 10 分の 3 以下の場合
前年中の合計所得金額	10 分の 5 以下の場合	
200 万円以下	2 分の 1	免除
200 万円を超え 300 万円以下	4 分の 1	2 分の 1
300 万円を超え 400 万円未満	8 分の 1	4 分の 1

イ 納税義務者が死亡した場合において、その納税義務を継承すべき相続人で、当該年中の合計所得の見込額が当該納税義務者の前年中の合計所得金額の 10 分の 6 以下となると認められ、かつ、前年中の合計所得金額が 400 万円以下であるもの

軽減又は免除の割合			
相続人の 前年中の合計所得金額	相続人の当該年中の 合計所得金額 (見込額)	被相続人の前年中の 合計所得金額と比べ 10 分の 4 を超え 10 分の 6 以下の場合	被相続人の前年中の 合計所得金額と比べ 10 分の 4 以下の場合
200 万円以下		2 分の 1	免除
200 万円を超え 300 万円以下		4 分の 1	2 分の 1
300 万円を超え 400 万円以下		8 分の 1	4 分の 1

ウ 疾病、傷いによる自己、同一生計配偶者又は扶養親族に係る医療費の支出額（保険金や損害賠償金等により補てんされるべき金額を差し引いた額。）が前年中の合計所得金額の 10 分の 3 以上であると認められる納税義務者で、前年中の合計所得金額が 400 万円以下であるもの

軽減又は免除の割合			
前年中の合計所得金額	医療費支出額の割合	前年中の合計所得と比べ 10 分の 3 を超え 10 分の 5 未満の場合	前年中の合計所得と比べ 10 分の 5 以上の場合
200 万円以下		2 分の 1	免除
200 万円を超え 300 万円以下		4 分の 1	2 分の 1
300 万円を超え 400 万円未満		8 分の 1	4 分の 1

エ 災害により被害を受けた納税義務者

(i) 法第 292 条第 1 項第 10 号に掲げる障がい者となった場合 10 分の 9 の軽減

(ii) 災害により自己（控除対象配偶者又は扶養親族を含む。）の所有に係る住宅でその者の居住の用に供する住宅について受けた損害の程度が半壊以上の者で、前年中の合計所得金額が 500 万円以下であるもの 免除

オ 上記（ア）～（エ）のほか、町長が特に必要と認める者については、前号までの規定に準じて軽減し、又は免除することができる。

(3) 条例第 51 条第 1 項第 3 号に該当する者

学校教育法第 1 条に規定する学校の学生又は生徒で、前年中の合計所得金額が自己の勤労による所得のみからなり、かつ、均等割のみを課される者 免除

(4) 条例第 51 条第 1 項第 4 号から第 7 号に規定する町民税の減免のうち法人に係るもの

は、次のいずれかに該当し、かつ、収益事業を行なわないもの

ア 公益社団法人及び公益財団法人

イ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 に規定する認可地縁団体

ウ 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）

（減免の申請）

第 4 条 減免を申請する者は、町民税減免申請書（様式第 1 号）に条例第 51 条第 2 項に規定する「減免を受けようとする事由を証明する書類」を添付して、町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する「減免を受けようとする事由を証明する書類」は、次に掲げる書類のうち、当該減免に関し町長が必要と認める書類とする。

（1）財産収入状況等申告書（様式第 2 号）

（2）退職・失業事由が確認できる書類（離職票等）

（3）り災証明書

（4）生活保護受給者証

（5）医師の診断書（疾病を理由とする場合に限る。）

（6）医療費の領収書

（7）その他町長が必要と認めるもの

（減免の申請無効）

第 5 条 町民税減免申請書を提出後、60 日を経過するまでの間に必要と認める書類の提出がない場合は、提出された減免申請は無効とする。

（減免の決定等）

第 6 条 町長は、前条の申請書類に基づき審査を行ない、減免の可否を決定するものとする。

2 町長は、減免の可否の決定を行ったときは、町民税減免承認（不承認）通知書（様式第 3 号）により、当該申請者に通知するものとする。

（減免の取消し）

第 7 条 町長は、町民税の減免を受けた者が虚偽の申請、その他不正があった場合は、既に行った減免の決定を取り消すことができる。

2 町長は、前項により減免の取り消しを決定したときは、町民税減免取消通知書（様式第 4 号）により、当該申請者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 1 月 1 7 日から施行する。